

## 2020 年度北海道新幹線啓発活動業務 提案説明書

### 1 業務の名称

2020 年度北海道新幹線啓発活動業務

### 2 趣旨

本説明書は、「2020 年度北海道新幹線啓発活動業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

### 3 業務の目的

北海道新幹線は、2016 年 3 月 26 日に新青森～新函館北斗間が開業し、札幌開業は 2030 年度末とされた。本業務では、一日も早い全線開業を実現するために、札幌市民の早期開業への機運醸成を行う。

また、新函館北斗までの開業効果を全道に拡大させるとともに、札幌市にもその効果を波及させるために、札幌市民や道民、札幌を訪れる観光客等に向けて、北海道新幹線の北海道への乗り入れに伴う効果や利便性、札幌市や北海道新幹線沿線地域の魅力等の情報を発信する。

併せて、札幌市内でも北海道新幹線の建設工事が始まっており、円滑な建設工事の推進に向け、建設工事への市民理解促進を図る。

### 4 業務の内容

#### (1) 北海道新幹線及び早期札幌開業の P R

- ア 北海道新幹線の認知度向上、早期札幌開業に向けた機運醸成に資する P R を実施すること。
- イ 新函館北斗開業により札幌を訪れる人や、新幹線を利用して道外へ行く人の増加に資する P R を実施すること。
- ウ 札幌市のほか、北海道新幹線沿線地域の魅力の紹介などについて、北海道や他の沿線自治体と連携した P R を実施すること。
- エ 札幌市民・道民、札幌市にビジネス・観光等で訪れる人々、2030 年度末の札幌延伸・開業時に成人を迎える小学生児童等を主なターゲットとすること。
- オ 提案は、P R の実施場所、企画内容、スケジュール等について行うこと。
- カ P R 活動は、年間 15 回以上実施すること。また、年間を通じて切れ目のないように実施することとし、夏・秋・冬の季節毎に 1 回以上実施すること。
- キ 2020 年度は、北海道新幹線札幌開業の 10 年前の年度に当たるため、その点も踏まえた P R 活動を実施すること。

#### (2) 北海道新幹線及び早期札幌開業の P R 媒体の製作・配布

- ア 上記(1)の P R に使用する媒体を製作・配布すること。
- イ アについての提案は、P R に効果的と思われる物品を選択し、デザインや仕様、数量、

配布方法等について行うこと。

ウ アに加え、札幌市が本業務とは別に行う啓発活動（啓発場所：札幌市内、東北地方、関東地方）で使用する①ポスター、②チラシ、③クリアファイル、④ポケットティッシュ、⑤その他の啓発物品を製作すること。

エ ウについての提案は、①～⑤のデザインや仕様等について行うこと。製作数量は以下の通り。なお、⑤その他啓発物品は、2種類以上製作すること。

啓発物品	札幌市内用	東北用	関東用	合計
①ポスター (B2)	30	30	30	90
②チラシ (A4)	3,000	3,000	6,000	12,000
③クリアファイル (A4)	1,000	—	—	1,000
④ポケットティッシュ (10W)	7,000 (札幌・東北・関東共通)			7,000
⑤その他の啓発物品 (2種類合計)	3,000 (札幌・東北・関東共通)			3,000

オ アで製作する媒体とウで製作する媒体は、デザイン等が共通でも可とする。

### (3) 北海道新幹線建設工事への理解促進の取組

ア 北海道新幹線の建設工事に関する理解促進のため、札幌市内の新幹線工事現場の見学会を3回以上実施すること。

イ 見学会の主な対象者は札幌市内の小学生とその保護者とする。

ウ 1回あたりの参加者数は40名程度を想定している。

エ 見学現場内の案内や解説、工事内容などの説明については工事の実施主体である鉄道・運輸機構に依頼する予定である。

オ 本業務受託者は、鉄道・運輸機構との調整のほか、参加者の募集や、広報PR、ヘルメット等必要な用具の準備、参加者の保険加入、参加者の引率、参加者移動用のバスのチャーター、その他見学会の実施に必要な業務を実施すること。

カ 本取組を通じて、参加者のみならず、一般市民の新幹線工事に対する理解が十分に促進されるよう、広報PRには特に工夫を行うこと。

キ 見学会の実施時期、見学現場については、契約締結後別途調整する。

## 5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和3年3月25日(木)までとする。

## 6 業務提案の上限額

金10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

## 7 企画提案を求める事項

項目	説明
(1) 業務の実施方針	提案者の当該業務に対する考え方や取り組み方針等
(2) 北海道新幹線及び早期札幌開業のPR	イベント等のPR活動の企画内容等を具体的に示すこと。また、個別の活動におけるターゲットを明確にし、示すこと。
(3) 北海道新幹線及び早期札幌開業のPR媒体の製作・配布	製作物の内容、数量、配布先、配布方法などを具体的に示すこと。
(4) 北海道新幹線建設工事への理解促進の取組	見学会参加者の募集方法、実施結果の周知方法、その他広報PR方法などについて、具体的に示すこと。
(5) 効果測定	各取組の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。また、設定した成果指標の具体的な測定方法を示すこと。
(6) 業務スケジュール及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール及び業務の実施体制を示すこと。
(7) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳を示すこと。

## 8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」、又は、平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「広告業」の入札参加資格者の登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した、広報や利用啓発に係る役務を元請として履行した実績があること。

## 9 提案方法等

### (1) 提出書類

【正本】 1部

ア 参加意向申請書（様式第1号）

（添付書類）

（ア）同種業務等実績書（様式第2号）

上記8-(7)に係る業務の実績を記載

（イ）業務の実施を証明する書類

上記①に記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提案者が必要と判断した書類）

（ウ）競争参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは、A3版としA4版へのファイル折りをを行い、片面印刷とすること。企画提案書の頁数は、4頁以内とする。ただし、下記11に示す二次審査におけるプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

ウ 業務従事者一覧（様式第3号）

【副本】 9部

上記イの企画提案書、ウ業務従業者一覧の写し

### (2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記13の連絡先に提出すること。

### (3) 提出期限

令和2年4月7日(火)17時**必着**とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

### (4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保障するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及びその責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等の返却はしない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

## 10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和2年3月23日（月）12時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第4号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記13の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

## 11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「2020年度北海道新幹線啓発活動業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提案書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

(ウ) 一次審査通過の企画提案は3件とする。

(エ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1件当たり3名以下とし、説明者は業務従事者一覧記載の担当者とする。

(イ) プレゼンテーションは、35分程度（説明15分以内・質疑20分程度）とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和2年4月13日（月）

二次審査 令和2年4月20日（月）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の5割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

[審査基準]

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	10
(2) 北海道新幹線及び早期札幌開業のPR	北海道新幹線の魅力や利便性等について、ターゲットに対して十分にPRできる企画内容となっているか。先駆性や斬新さ、創意工夫があるか。北海道新幹線に関する情報が広く発信され、北海道新幹線の認知度向上、イメージアップにつながる効果が見込めるか。開業10年前のPRが効果的になされる内容となっているか。	35
(3) 北海道新幹線及び早期札幌開業のPR媒体の製作・配布	北海道新幹線の魅力や利便性等について、ターゲットに対して十分にPRできる媒体、数量、配布計画となっているか。また、先駆性や斬新さ、創意工夫があるか。	15
(4) 北海道新幹線建設工事への理解促進の取組	十分な参加者を集めることができる募集方法となっているか。参加者のみならず一般市民の建設工事に対する理解が促進されるような効果的な広報PRの内容となっているか。	25
(5) 効果測定	設定する指標、目標が妥当であるか。具体的な測定方法は妥当か。	5
(6) 業務スケジュール及び業務実施体制	業務の実施に無理がなく、効果的な取組を実施できるスケジュールとなっているか。業務の実施に適した人員体制になっているか。	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1件の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

## 12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性格上、当該契約にあたり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

また、この契約は、令和2年度当初予算が札幌市議会において議決され、当該役務契約締結に必要な予算が確保されることを条件とする。令和2年度当初予算の議決がされないときなど、この契約締結に必要な予算が確保されない場合は、契約は成立せず、札幌市は相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

## 13 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話：011-211-2492 F A X：011-218-5114

E-mail [sogokotsul@city.sapporo.jp](mailto:sogokotsul@city.sapporo.jp)